

新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業助成要領

制定 令和 4 年 4 月 28 日
4 水漁第 119 号 水産庁長官承認
改正 令和 5 年 4 月 19 日
5 水漁第 106 号 水産庁長官承認
公益社団法人日本水産資源保護協会

第1 趣旨

本事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。）及び水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）に定めるもののほか、本助成要領（以下単に「助成要領」という。）の定めるところにより実施するものとする。

第2 助成金の交付の申請

- 1 新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業の事業実施者として選定された新生活様式対応協議会（以下「協議会」という。）は、その旨の通知とともに示される提出期限までに、日本水産資源保護協会（以下「協会」という。）に別記様式第 1 号により助成金の交付申請を行うものとする。交付申請書の内容を変更、中止又は廃止しようとするときも同様とし、その様式は別記様式第 2 号とする。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる事業に必要と認められる経費の項目の追加又は廃止以外の変更については、軽微な変更としてこれを除くものとする。
- 2 協議会は、第 1 項の規定に基づき申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

第3 助成金の交付の決定

- 1 第 2 第 1 項の規定に基づく申請を受けた協会は、適当と認める場合には、助成金の交付を決定し、本事業に係る要領等又はこれらに規定する条件を付した上で、その旨を協議会に通

知するものとする。

- 2 第2第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。
- 3 協議会は、交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、協会の承認を得ずに、第三者に譲渡、又は承継させてはならない。

第4 申請の取下げ

協議会は、適正化法第9条第1項の規定により助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第4条の規定により、第3第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を協会に提出するものとする。

第5 交付決定の取消等

- 1 協会は、第4の規定に基づきプロジェクトの中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる項目に該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、又はこれを変更することができるものとする。
 - (1) 協議会が、法令、本事業に係る要領等又はこれらの規定に基づく協会の処分に違反した場合
 - (2) 協議会が、助成金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 協議会が、本事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 協会は、前項の規定に基づく取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 協会は、第1項第1号から第3号までの規定に基づく取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による助成金の返還及び前項の加算金の納付については、第9第3項の規定を準用する。

第6 助成金の概算払

- 1 協議会は、助成金の概算払を受けようとする場合には、別記様式第3号により概算払請求書を作成し、協会に対し、概算払請求を行うものである。
- 2 前項の規定に基づく請求を受けた協会は、適当と認める場合には、協議会に助成金を概算払するものとする。

第7 状況報告

- 1 協議会は、別記様式第4号により、事業開始後の6月末、9月末及び12月末における本事業の遂行状況報告書を作成し、それぞれ翌月15日までに協会に提出するものとする。
- 2 協議会は、本事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は本事業の遂行が困難となったときは、速やかに協会に別記様式第12号の遅延届出書を提出し、その理由及びそのときまでの遂行状況を報告するものとする。
- 3 前項の規定に基づく報告を受けた協会は、協議会に対し、本事業の実施について必要な指示を行うものとする。

第8 事業の実績報告及び助成金の精算払

- 1 協議会は、協会に対し、本事業終了後から1箇月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第5号により実績報告書及び添付資料を提出するとともに、別記様式第6号により精算払請求を行うものとする。
- 2 第2第2項ただし書の規定に基づき交付の申請をした協議会は、実績報告書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを助成金額から減額して報告するものとする。
- 3 第2第2項ただし書の規定に基づき交付の申請をした協議会は、第1項の規定に基づき実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに協会に報告するとともに、協会の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
また、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第9第1項の規定に基づく確定のあった翌年度の6月20日までに、同様式により協会に報告するものとする。

第9 助成金の額の確定等

- 1 第8第1項の規定に基づく実績報告を受けた協会は、実績報告書等の内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の額を確定し、その旨を協議会に通知するとともに助成金を支払うものとする。
- 2 協会は、協議会に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その額を超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
- 3 前2項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、協会は、期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 協議会は、第1項の規定による助成金額の確定通知を受けた後において、本事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の助成金に代わる収入があったこと等により本事業に要した

経費を減額すべき事情がある場合は、協会に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第1項に準じて提出するものとする。

- 5 協会は、前4項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

第10 事業の成果目標

- 1 協議会は、第2の交付申請書において、事業実施年度の3年後までの各年度における、当該協議会の構成員である水産物提供事業者の営業総利益（総合スーパー等は水産物に係る部門別利益）又は本事業に伴う売上の増額分について成果目標を定めるものとする。

- 2 協議会は、1の成果目標の達成状況について、事業実施年度の3年後までの各年度末における達成状況を、別記様式第8号により、翌年度の6月20日までに協会に報告するものとする。

報告においては、設定した成果目標の達成状況について、その理由を分析するとともに、成果目標が達成されていない場合は、協会の指導・助言を受けるなど、成果目標の達成に努めるものとする。

ただし、当該期限までに適切に事業成果を評価することが困難であると見込まれる場合は、当該期限までに協会に報告の予定期日及び報告が遅れる合理的な理由を届出の上、届出を行った報告予定期日までに確実に報告するものとする。

第11 海外の付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱

- 1 協会は、日本国外における本事業の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額（以下、「海外付加価値税」という。）について助成金を交付する場合であって当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用について協議会に対して検討を求められることができる。

- 2 協議会は、助成事業完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、第8第1項による実績報告書において、助成金額から減額して報告しなければならない。

- 3 協議会は、助成事業完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、第8第3項に準じて協会に報告するとともに、協会の返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。

第12 特許権等の取得報告等

- 1 協議会は、本事業実施の結果、本事業を実施した年度の翌年度以降5年以内に得られた技術開発の成果又は意匠が特許権、実用新案権又は意匠権（以下「特許権等」という。）のいずれかを取得する見込みがあると認めるときは、遅滞なく、当該特許権等を取得するための出願の手続きを取るとともに、別記様式第9号の特許権等出願届出書を協会に事前に提出するものとする。

2 協議会は、前項の規定により特許権等を取得したときは、遅滞なく、別記様式第 10 号の特許権等取得届出書を協会に提出するものとする。

3 協議会は、第 1 項の規定により取得した特許権等の利用又は処分する場合の手続きについては、次のとおりとする。

(1) 本事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降 5 年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記様式第 10-1 号により事前に協会と協議するものとする。

(2) 本事業を実施した年度の翌年度以降 5 年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記様式第 10-2 号により協会に報告するものとする。

4 特許権等を取得した協議会は、本事業実施期間中及び本事業終了後 5 年間、収益の有無にかかわらず、毎年度、特許権等の譲渡又は実施権の設定等に伴う収益の状況を別記様式第 11 号により協会に報告するものとする。

協会は、本事業実施期間中及び本事業終了後 5 年間において、特許権等の譲渡又は実施権の設定等により相当の収益を得たと認められる場合には、協議会に対して、次の算式によって得られた金額を国に納付させるものとする。

ただし、この納付金は、本事業に係る助成金を限度とする。

$E = (A - B) \times \frac{D}{C}$
A : 収入総額 (消費税相当額を除く。)
B : 支出総額 (消費税相当額を除く。)
C : 助成事業に要した経費
D : 本事業に係る助成金
E : 納付すべき収益額

5 協議会は、協会が事業成果を普及しようとする場合には、資料の提供等の協力をするものとする。

第 13 関係書類の整備

1 協議会は、別表の経費について他の経理と区分してプロジェクトに係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、当該年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管するものとする。

2 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第 14 電子情報処理組織による申請等

1 協議会は、この助成要領の規定に基づく申請等については、当該既定の定めにかかわらず、電子メール、その他の電子計算機を用いて処理することが可能な方法 (以下、「電子処理シ

システム」という。)により行うことができる。ただし、電子処理システムにより申請等を行う場合であっても、この助成要領の既定に基づき当該申請等に添付することとされている様式の全部又は一部を書面により提出することを妨げない。

- 2 協議会は、前項の規定により申請等を行う場合は、この助成要領に規定する様式にかかわらず、電子処理システムにより提供する様式を用いることができる。
- 3 協会は、第1項の規定により申請等が行われた協議会に対する通知、承認、指示については、協議会が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電子処理システムによることができる。

第15 指導

協会は、協議会に対し、本事業の実施について必要な指導を行うものとする。

第16 その他

この助成要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、水産庁及び協会が協議の上、定めるものとする。

別表

経 費	重要な変更
(1) 市場調査・商談等旅費 (2) コンサルティング等経費 (3) 広告・宣伝費 (4) 加工経費 (5) 販売システム構築費 (6) その他、事業の実施のために水産庁長官が必要と認めた経費	経費の欄に掲げる(1)から(6)の項目の追加又は廃止

以下の別記様式において

- (注) a **には自らが実施するプロジェクト名を記載すること。
- b (注) は削除すること。
- c 該当しない項目には「－」を記載すること。

別記様式第1号

令和 年度新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業助成金交付申請書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本水産資源保護協会
会 長 殿

住 所
プロジェクト実施者名
代表者役職氏名

令和 年度*において、下記の通り事業を実施したいので、新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業助成要領(令和 年 月 日付け 水漁第 号水産庁長官承認)第2の規定に基づき、助成金 円の交付を申請する。

記

1 事業の実施体制等

新生活様式対応協議会の名称	
新生活様式対応協議会の代表者	所属： 役職 氏名：
新生活様式対応協議会の担当者	所属： 役職 氏名： 住所： 電話： FAX： E-mail： URL：

新生活様式対応協議会の各構成員の事業内容	(注) 定款等に定められた各構成員が行う事業について記入すること。
実施体制	(注) 事業実施体制を図示すること。
上記以外の構成員	(注) 複数の者で実施した場合は、すべて記載。 所属： 役職 氏名： 所属： 役職 氏名： 所属： 役職 氏名：
新生活様式対応協議会の経理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・経理責任者 担当者：氏名 所属（部署名等） 役職等 ・経理処理体制 <p>(注) a 処理の流れ、資金の管理方法等について記載 b 経理事務処理に携わる各担当者を記載するとともに、経理事務処理体制、事務の流れ及び内部けん制体制について、わかるように記載すること。 c 経理担当者の経理処理に有効な資格の有無、経験年数、研修実績、内部及び外部監査の体制等を記載すること。 d 上記項目について記載する他、事務処理体制がわかる概念図やフロー図等を記載すること。（別紙可） e その他特記すべき内容等があれば記載すること。</p>

(1) 外部委託先

外部委託先	(注) 外部への業務委託がある場合に記載
委託内容	
委託を行う理由	
当該委託先の選定理由	

委託金額	
------	--

(2) 当年度における他の補助事業、委託事業への申請状況

事業名・補助金額	
事業概要	

(3) 過去3年間における補助事業、委託事業の実績

実施年度・事業名	
補助金額	
事業概要	

(4) 過去における補助事業、委託事業以外の取組状況

実施年度・取組概要	
-----------	--

(5) 事業実施に係る資金の調達方針

資金の内訳	(注) 金融機関からの借入や自己資金などの別について記載 自己資金：借入金＝　　　　　：
借入金の種類	
借入金の担保予定	

2 事業の目的、内容、実施スケジュール

(1) 事業の目的

(注) 本事業の目的と、実施しようとする事業内容との整合性に注意して記入して下さい。

(2) 事業の内容

(注) a 本事業で実施する全般的な取組について、現状、課題、本事業を活用した対処方針について、データや写真等を盛り込みながら記載すること。
b 各経費ごとに実施する内容は以下の表に記述すること。

区分	実施する内容	備考
①市場調査・商談等旅費		
②コンサルティング等経費		
③広告・宣伝費		
④加工経費		
⑤販売システム構築費		
⑥その他の経費		

(3) 事業の実施スケジュール

実施予定時期	実施予定場所	実施方法等	備考
〇〇月			
〇〇月			

3 事業評価手法（効果）

(1) 事業の成果目標

目標	事業実施前	事業実施年度 (目標)	1年後 (目標)	2年後 (目標)	3年後 (目標)
売上総利益（又は本事業に伴う売上の増額）		()	()	()	()

(2) 事業成果の評価手法

(注) 成果目標の効果を誰がどの様に評価するのか、その方法を具体的に記入して下さい。

4 経費の配分

(注) a 備考欄には、経費区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。

b 助成対象経費の内訳（積算明細）を備考欄に記載又は別紙で添付すること。

区分	助成事業に 要する経費	負担区分		備考
		助成金	自己負担金	
	円	円	円	
①市場調査・商談等旅費				
②コンサルティング等経費				
③広告・宣伝費				
④加工経費				
⑤販売システム構築費				
⑥その他の経費				
計				

5 事業完了予定年月日

令和	年	月	日
----	---	---	---

6 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△)	備考
	円	円	円	
助成金				
自己負担金				
計				

(2) 支出の部

経費	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△)	備考
	円	円	円	
①市場調査・商談等旅費				
②コンサルティング等経費				
③広告・宣伝費				
④加工経費				
⑤販売システム構築費				
⑥その他の経費				
計				

(添付資料)

以下の資料の正本又は写しを添付すること。

- ・経費内訳書（助成対象経費及び収支計画の詳細を示したもの。助成対象経費に係る見積書又はカタログの写しを添付すること。）
- ・組織概要、パンフレット、最新の事業計画等
- ・定款又はこれにかわるもの
- ・財務状況がわかる資料（直近3会計年度分の貸借対照表、損益計算書、正味財産増減計算書、収支計算書など）
- ・登記簿抄本又はこれにかわるもの

※課題提案書提出時に同様の資料を添付した場合には、再提出は不要。

別記様式第2号

令和 年度新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業変更（中止又は廃止）承認申請書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本水産資源保護協会
会 長 殿

住 所
プロジェクト実施者名
代表者役職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった令和 年度新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業について、下記のとおり変更(中止又は廃止)したいので、新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業助成要領（令和 年 月 日付け 水漁第 号水産庁長官承認）第2の規定に基づき申請する。

記

(注) 1 記の記載項目は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。

この場合において、同様式中の「事業の目的」を「変更（中止又は廃止）の理由」と書き換え、助成金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更（中止又は廃止）後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更（中止又は廃止）前を括弧書きで上段に記載すること。

2 添付資料については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

2 振込金融機関名等

金融機関名		支店	
預金種目 (どちらかに○をしてください)	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義 (フリガナ)			
口座名義 (漢字)			

別記様式第4号

令和 年度新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業遂行状況報告書（ 月末分）

令和 年 月 日

公益社団法人 日本水産資源保護協会
会 長 殿

住 所
プロジェクト実施者名
代表者役職氏名

令和 年 月末分新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業の遂行状況を、新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業助成要領（令和 年 月 日付け 水漁第 号水産庁長官承認）第7の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 プロジェクトの遂行状況

区分	実施した内容	備考
①市場調査・商談等旅費		
②コンサルティング等経費		
③広告・宣伝費		
④加工経費		
⑤販売システム構築費		
⑥その他の経費		

2 経費の状況

区分	助成事業に要する経費	事業の遂行状況		備考
		〇月〇日までに完了したもの	〇月〇日までに完了予定のもの	

		事業費	出来高比率	事業費	出来高比率	
	円	円	%	円	%	
①市場調査・商談等旅費						
②コンサルティング等経費						
③広告・宣伝費						
④加工経費						
⑤販売システム構築費						
⑥その他の経費						
計						

別記様式第5号

令和 年度新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業実績報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本水産資源保護協会
会 長 殿

住 所
プロジェクト実施者名
代表者役職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった令和 年度新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業について、下記のとおり実施したので、新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業助成要領（令和 年 月 日付け 水漁第 号水産庁長官承認）第8の規定に基づき報告する。

記

2 事業の目的、内容、実施スケジュール

(1) 事業の目的

(注) 本事業の目的と、実施した事業内容との整合性に注意して記入して下さい。

(2) 事業の内容

(注) a 本事業で実施した全般的な取組について、現状、課題、本事業を活用した対処方針について、データや写真等を盛り込みながら記載すること。
b 各経費ごとに実施した内容は以下の表に記述すること。

区分	実施した内容	備考
①市場調査・商談等旅費		
②コンサルティング等経費		

③広告・宣伝費		
④加工経費		
⑤販売システム構築費		
⑥その他の経費		

(3) 事業の実施スケジュール

実施時期	実施場所	実施方法等	備考
〇〇月			
〇〇月			

3 事業評価手法（効果）

(1) 事業の成果目標

目標	事業実施前	事業実施年度 (目標)	1年後 (目標)	2年後 (目標)	3年後 (目標)
売上総利益（又は本 事業に伴う売上の増 額）		()	()	()	()

(2) 事業成果の評価手法

(注) 成果目標の効果を誰がどの様に評価するのか、その方法を具体的に記入して下さい。

4 経費の配分

(注) a 備考欄には、経費区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。

b 助成対象経費の内訳（積算明細）を備考欄に記載又は別紙で添付すること。

区分	助成事業に 要した経費	負担区分		備考
		助成金	自己負担金	

①市場調査・商談等旅費	円	円	円	
②コンサルティング等経費				
③広告・宣伝費				
④加工経費				
⑤販売システム構築費				
⑥その他の経費				
計				

5 事業完了年月日

令和	年	月	日
----	---	---	---

6 収支精算

(1) 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減 (△)	備考
助成金	円	円	円	
自己負担金				
計				

(2) 支出の部

経費	本年度精算額	本年度予算額	比較増減 (△)	備考
①市場調査・商談等旅費	円	円	円	
②コンサルティング等経費				
③広告・宣伝費				
④加工経費				
⑤販売システム構築費				
⑥その他の経費				
計				

2 振込金融機関名等

金融機関名		支店	
預金種目 (どちらかに○をしてください)	普通・当座	口座番号	
口座名義 (フリガナ)			
口座名義 (漢字)			

別記様式第7号

令和 年度新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業助成金の消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本水産資源保護協会
会 長 殿

住 所
プロジェクト実施者名
代表者役職氏名

(注) 複数の者が連携してプロジェクトを実施する場合は、協議会名及び代表機関を記載すること

令和 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった令和 年度新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業について、新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業助成要領(令和 年 月 日付け 水漁第 号水産庁長官承認)第8の規定に基づき下記のとおり報告する。

記

注) 金額確認のため、以下の資料を添付すること。なお、事業実施者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの。)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。)
- ・事業実施者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

1 助成要領第9第1項の助成金の額の確定額

金	円
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	

2 助成金の確定時に減額した消費税仕入控除税額

金	円
---	---

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

金	円
---	---

4 助成金返還相当額 (3-2)

金

円

5 当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該助成金に係る消費税仕入控除税額がない場合は、その理由を記載すること。

(注) 記載内容確認のため、以下の書類を添付すること。なお、プロジェクト実施者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、助成事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの。）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受けるプロジェクト実施者の場合は、助成事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印のあるもの。）
- ・プロジェクト実施者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等の場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第8号

令和 年度新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業成果目標達成状況報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本水産資源保護協会

会長 殿

住 所

事業実施者名

代表者役職氏名

新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業助成要領（令和 年 月 日付け 水漁第 号水産庁長官承認）第10の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 定量的効果

（注）交付申請書の3の事業の目標を上段に（ ）書きし、その実績を下段に記載すること。

（1）成果目標等に対する実績

目標	事業実施前	事業実施年度 （目標）	1年後 （目標）	2年後 （目標）	3年後 （目標）
売上総利益（又は本事業に伴う 売上の増額）		（ ）	（ ）	（ ）	（ ）

（2）実績に対する評価

（注）上記実績に対する、評価を記載すること。実績が目標に達していない場合は、目標の達成に向けた改善策を記載すること。

別記様式第9号

特許権等出願届出書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本水産資源保護協会
会 長 殿

住 所
プロジェクト実施者名
代表者役職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった令和 年度**
プロジェクトについて、下記のとおり、

特 許
実用新案
意 匠

を出願しますので、新生活様式対応型水産
物消費拡大支援事業助成要領（令和 年 月 日付け 水漁第 号水産庁長官承認）第12第
1項の規定
により届出します。

記

1 特許

出願番号	出願年月日	発明の名称	特許出願人	発明者

2 実用新案

出願番号	出願年月日	考案の名称	実用新案 登録出願人	考案者

3 意匠

出願番号	出願年月日	意匠に係る物品	意匠登録出願人	発明者

特許権等取得届出書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本水産資源保護協会
会 長 殿

住 所
事業実施者名
代表者役職氏名

令和 年 月 日付けで提出した、特許権等出願届出書記載のものうち、下記のとおり、

{ 特 許 権
实用新案権
意 匠 権 } を取得しましたので、新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業助成要領（平成 30 年〇月 日付け 水漁第 号水産庁長官承認）第 12 第 2 項の規定により届出します。

記

1 特 許

出願番号	出願年月日	発明の名称	特許出願人	発明者

2 实用新案

出願番号	出願年月日	考案の名称	实用新案 登録出願人	考案者

3 意 匠

出願番号	出願年月日	意匠に係る物品	意匠登録出願人	発明者

別記様式第 10-1 号

令和 年度新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業に係る特許権等の放棄の協議

令和 年 月 日

公益社団法人 日本水産資源保護協会

会長 殿

住 所

事業実施者名

代表者役職氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業に関して、特許権等を放棄したいので、新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業助成要領（令和 年 月 日付け 水漁第 号水産庁長官承認）第 12 第 3 項第 1 号の規定に基づき、下記により協議する。

記

1 開発課題

--

2 特許権等の種類及び番号

--

3 出願又は取得年月日

--

4 特許権等の概要

--

5 放棄の理由

--

別記様式第 10-2 号

令和 年度新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業に係る特許権等の
譲渡（又は放棄）報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本水産資源保護協会
会 長 殿

住 所
事業実施者名
代表者役職氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業に関して、特許権等を譲渡（又は放棄）したので、新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業助成要領（令和 年 月 日付け 水漁第 号水産庁長官承認）第 12 第 3 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 開発課題

--

2 特許権等の種類及び番号

--

3 出願又は取得年月日

--

4 特許権等の概要

--

5 相手先及び条件（譲渡の場合）

放棄の理由（放棄の場合）



別記様式第 11 号

令和 年度新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業収益状況報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本水産資源保護協会
会 長 殿

住 所
事業実施者名
代表者役職氏名

新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業助成要領（令和 年 月 日付け 水漁第 号水産庁長官承認）第 12 第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

（注）特許権等の譲渡又は実施権の設定等に伴い、助成事業に要した経費を超えて、収益が発生した場合は、次の文章を加えること。

あわせて、特許権等の譲渡又は実施権の設定等に伴い、収益納付が生じたので、金 円を納付する。

記

1 収益の内容：〇〇に係る収益（特許権等の譲渡又は実施権の設定等）

（注）〇〇には、特許権等の譲渡 又は 実施権の設定等 を記載すること。

2 収益の内訳

（注）算式は、 $E = (A - B) \times (D / C)$ を用いること

報告時の注意：収益が発生しなかった場合は、収益はなかった旨を報告すること。

項目	収入総額 (消費税相当額を除く。) (A)	支出総額 (消費税相当額を除く。) (B)	助成事業に 要した経費 (C)	本事業に係る 助成金 (D)	納付すべき 収益額 (E)
金額	円	円	円	円	円

別記様式第 12 号

令和 年度新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業助成金遅延届出書

令和 年 月 日
番 号

公益社団法人 日本水産資源保護協会
会 長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号（及び〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇変更通知）で助成金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、新生活様式対応型水産物消費拡大支援事業助成要領（令和 年 月 日付け 水漁第 号水産庁長官承認）第 7 第 2 項の規定に基づき届け出ます。

（なお、下記の事業完了予定年月日まで完了時期を延期したいので承認されたい。（注 2））

記

1 助成事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 助成事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

（注 1）括弧内は、該当するものを記載すること。

（注 2）括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。

（注 3）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。